

日弁連総第64号
2022年（令和4年）3月28日

株式会社ディーエイチシー 御中

日本弁護士連合会
会長 荒 中

警 告 書

当連合会は、申立人A、B、C、ほか1名の申立てに係る人権救済申立事件（2017年度第4号及び2021年度第18号）につき、貴社に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

貴社が運営するウェブサイトにて、「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」名義にて、下記①の「会長メッセージ」及び下記②の「ヤケクソくじメッセージ」を掲載したことは、憲法13条に基づく人格権として保障される在日コリアン等の出自を理由に差別され社会から排除されることのない権利、平穏に生活する権利を侵害し、また憲法14条の平等権保障の趣旨にも反するものとして人権侵害にあたるものである。

よって、当連合会は、貴社に対し、在日コリアン等に対する差別的言動を、貴社のウェブサイトを含む貴社が製作・運営する各種媒体に掲載しないよう警告する。

記①

創業社長は瘦せても枯れても本物ですが、時々とんでもない悪がいたりしますので、この点は注意が必要です。純粋な日本人でない人も結構います。

本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた帰化人のことです。

そういう意味では、いま日本に驚くほどの数の在日が住んでいます。同じ在日でも日本人になりきって日本のために頑張っている人は何の問題ありません。立派な人たちです。問題なのは日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり言っていたり、徒党を組んで在日集団を作ろうとしている輩です。いわゆる、似非日本人、なんちゃって日本人です。政界（特に民主党）、マスコミ（特に朝日

新聞，NHK，TBS），法曹界（裁判官，弁護士，特に東大出身），官僚（ほとんど東大出身），芸能界，スポーツ界には特に多いようです。芸能界やスポーツ界は在日だらけになっていてもさして問題ではありません。影響力はほとんどないからです。問題は政界，官僚，マスコミ，法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も大企業の一員として多岐にわたる活動から法廷闘争になるときの多々ありますが，裁判官が在日，被告側も在日の時は，提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。

記②

- 1 サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHCは起用タレントをはじめ，すべてが純粋な日本企業です。
- 2 名前を聞いて，明らかに在日系が好む日本名であることから，NHKを騙るコリアン系の反日日本人かと思ったが，NHKに問い合わせてみると確かに在籍しているとのこと。小生は常々，日本の朝鮮化ということを何よりも危惧しているが，その元凶であるNHKからの問い合わせに小躍りした。…（中略）…朝鮮化ということではNHKは最も触れられたくない問題のはずである。これはもう誰もが気がついていることであると思うが，NHKは幹部・アナウンサー・社員のほとんどがコリアン系である。出演者についても，学者・芸能人・スポーツ選手の多くがコリアン系であり，ひどいことに偶然を装った街角のインタビューさえコリアン系を選んでいいる。予めリストアップしているのである。特徴のある名前とつき出たあご，引きしまった小さな口元，何よりも後頭部の絶壁ですぐに見分けがつく。…（中略）…

小生のことをマスコミ（これもコリアン系ばかり）は人種差別主義者だと言うが，人種差別というのは本来マジョリティがマイノリティに対して行う言動を指すのであって，今や日本におけるコリアン系はマイノリティどころか日本の中枢をほとんど牛耳っている大マジョリティである。毎日ものすごい数で帰化人が誕生している。数だけの同族でマジョリティではなく，彼らは東大・京大・一橋・早稲田を出ていることから政界・財界・法曹界・マスコミ界という日本の中枢をすべて牛耳っている大マジョリティである。

- 3 私が危惧しているのはこういうことです。NHKや朝日新聞や国会議員や弁護士や裁判官や官僚や，はたまた経団連の所属会員等日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められているのは，日本国にとって非常に危険なことではなかろうか，私企業にしてもTBSやサントリーがコリアン系ばかりというのは会社が大きいだけに気持ち悪くありませんかということです。…（中略）…

日本の主要ポストにコリアン系ばかりが占めている現状はやはり我々大和民族として忸怩たる思いがするのは自然の感情ではないでしょうか。多すぎるといのは困るということ，そして何よりも日本の悪口を言ったり，日本を貶めるような言動をとったりすることは許せないということです。…（中略）…

先日，DHCの主要商品を宣伝するのに久しぶりに折り込み広告を利用しようということになって，ついでに皆さんが知りたがっている私自身の来歴も一部紹介した方がよかろうということになって，そしてそのついでにこの時期どうしても触れておいた方が日本のためになる唾棄すべきコリアン系有名人数名を実名で掲載していたところ折込会社の猛烈な拒否にあい，結果として折り込みは頓挫してしまいました。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第64号
2022年（令和4年）3月28日

株式会社ディーエイチシー代表取締役
吉田嘉明殿

日本弁護士連合会
会長 荒 中

警 告 書

当連合会は、申立人A、B、C、ほか1名の申立てに係る人権救済申立事件（2017年度第4号及び2021年度第18号）につき、貴殿に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

貴殿が代表取締役である株式会社ディーエイチシーが運営するウェブサイト
に、「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」名義にて、
下記①の「会長メッセージ」及び下記②の「ヤケクソくじメッセージ」を掲載し
たことは、憲法13条に基づく人格権として保障される在日コリアン等の出自を
理由に差別され社会から排除されることのない権利、平穏に生活する権利を侵害
し、また憲法14条の平等権保障の趣旨にも反するものとして人権侵害にあたる
ものである。

よって、当連合会は、貴殿に対し、在日コリアン等に対する差別的言動を繰り返さないことを警告する。

記①

創業社長は痩せても枯れても本物ですが、時々とんでもない悪がいたりしますの
で、この点は注意が必要です。純粋な日本人でない人も結構います。
本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在
日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた
帰化人のことです。

そういう意味では、いま日本に驚くほどの数の在日が住んでいます。同じ在日
でも日本人になりきって日本のために頑張っている人は何の問題もありません。立
派な人たちです。問題なのは日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり
言っていたり、徒党を組んで在日集団を作ろうとしている輩です。いわゆる、似

非日本人、なんちゃって日本人です。政界（特に民主党）、マスコミ（特に朝日新聞、NHK、TBS）、法曹界（裁判官、弁護士、特に東大出身）、官僚（ほとんど東大出身）、芸能界、スポーツ界には特に多いようです。芸能界やスポーツ界は在日だらけになっていてもさして問題ではありません。影響力はほとんどないからです。問題は政界、官僚、マスコミ、法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も大企業の一員として多岐にわたる活動から法廷闘争になるときの多々ありますが、裁判官が在日、被告側も在日の時は、提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。

記②

- 1 サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です。
- 2 名前を聞いて、明らかに在日系が好む日本名であることから、NHKを騙るコリアン系の反日日本人かと思ったが、NHKに問い合わせると確かに在籍しているとのこと。小生は常々、日本の朝鮮化ということは何よりも危惧しているが、その元凶であるNHKからの問い合わせに小躍りした。…（中略）…朝鮮化ということではNHKは最も触れられたくない問題のはずである。これはもう誰もが気がついていることであると思うが、NHKは幹部・アナウンサー・社員のほとんどがコリアン系である。出演者についても、学者・芸能人・スポーツ選手の多くがコリアン系であり、ひどいことに偶然を装った街角のインタビューさえコリアン系を選んでいる。予めリストアップしているのである。特徴のある名前とつき出たあご、引きしまった小さな口元、何よりも後頭部の絶壁ですぐに見分けがつく。…（中略）…

小生のことをマスコミ（これもコリアン系ばかり）は人種差別主義者だと言うが、人種差別というのは本来マジョリティがマイノリティに対して行う言動を指すのであって、今や日本におけるコリアン系はマイノリティどころか日本の中枢をほとんど牛耳っている大マジョリティである。毎日ものすごい数で帰化人が誕生している。数だけの同族でマジョリティではなく、彼らは東大・京大・一橋・早稲田を出ていることから政界・財界・法曹界・マスコミ界という日本の中枢をすべて牛耳っている大マジョリティである。

- 3 私が危惧しているのはこういうことです。NHKや朝日新聞や国会議員や弁護士や裁判官や官僚や、はたまた経団連の所属会員等日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められているのは、日本国にとって非常に危険なことではなかろうか、私企業にしてもTBSやサントリーがコリアン系ばかりというのは会社が大きいだけに気持ち悪くありませんかということ

す。…（中略）…

日本の主要ポストにコリアン系ばかりが占めている現状はやはり我々大和民族として忸怩たる思いがするのは自然の感情ではないでしょうか。多すぎるとするのは困るということ、そして何よりも日本の悪口を言ったり、日本を貶めるような言動をとったりすることは許せないということです。…（中略）…

先日、DHCの主要商品を宣伝するのに久しぶりに折り込み広告を利用しようということになって、ついでに皆さんが知りたがっている私自身の来歴も一部紹介した方がよかろうということになって、そしてそのついでにこの時期どうしても触れておいた方が日本のためになる唾棄すべきコリアン系有名人数名を実名で掲載していたところ折込会社の猛烈な拒否にあい、結果として折り込みは頓挫してしまいました。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

私企業ウェブサイトにおける
ヘイトスピーチに関する人権救済申立事件
調査報告書

2022年（令和4年）3月17日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 私企業ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する人権救済申立事件
(2017年度第4号)

受付日 2017年(平成29年)2月20日

申立人 匿名

相手方 株式会社ディーエイチシー, 株式会社ディーエイチシー代表取締役吉田嘉明

事件名 私企業ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する人権救済申立事件
(2021年度第18号)

受付日 2021年(令和3年)7月21日

申立人 A, B, C

相手方 株式会社ディーエイチシー, 株式会社ディーエイチシー代表取締役吉田嘉明

第1 結論

- 1 株式会社ディーエイチシーに対し, 在日コリアン等に対する差別的言動を, 同社のウェブサイトを含む同社が製作・運営する各種媒体に掲載しないよう警告するのが相当である。
- 2 株式会社ディーエイチシー代表取締役吉田嘉明に対し, 在日コリアン等に対する差別的言動を繰り返さないことを警告するのが相当である。

第2 理由

1 申立ての趣旨及び理由

(1) 2017年度第4号事件について

① 申立ての趣旨

本件は, 匿名の人物から当連合会になされた下記の申立てに基づき, 調査を行った事案である。なお, 本調査報告書では, 以下, 株式会社ディーエイチシーを「相手方会社」, 相手方会社の代表取締役である吉田嘉明を「相手方代表者」という(以下合わせて「相手方ら」という。)

記

相手方会社の代表取締役である相手方代表者は, 相手方会社のウェブサイト内の「会長メッセージ」に, 「いま日本に驚くほどの在日が住んでいます。」「政界, マスコミ, 法曹界, 官僚, 芸能界, スポーツ界に特に多いようです。」「裁判官が在日, 被告が在日の時は提訴したこちら側が100%

の敗訴になります。裁判を始める前から結果が分かっているのです。」「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。」などの投稿をしている。これはヘイトスピーチであり、明らかな差別である。ヘイトスピーチであるとして声明を出して止めてほしい。

② 申立ての理由

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されたことを受けて法務省が各自治体に示したヘイトスピーチの具体例として「〇〇人は祖国に帰れ」というものがあると報道された。

相手方会社のウェブサイトに掲載された「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。」との言動はヘイトスピーチである。

なお、申立人は、本申立ての相手方を、相手方会社及び相手方代表者のいずれかに限定するか、又は双方とするのかについて申立書に明記していない。

この点、申立人は、相手方会社のウェブサイトに掲載された「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。」などの相手方代表者のメッセージが差別発言であり、これを同ウェブサイトに掲載したことが問題であると指摘していると理解できる。

そのため、本件申立ての相手方は、相手方会社及び相手方代表者の双方と判断した。

(2) 2021年度第18号事件について

① 申立ての趣旨

本件は、2017年度第4号事件に続いて、3名の申立人から当連合会になされた下記の申立てに基づき、調査を行った事案である。

記

相手方会社は、同社のウェブサイト内に「ヤケクソくじについて」と題して、「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」名義で、「サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です。」などと記載して、朝鮮半島出身者に対する著しい侮辱表現である「チョン」という蔑称とサントリーを組み合わせた造語まで用いている。さらに、「今や日本におけるコリアン系はマイノリティどころか日本の中枢をほとんど牛耳っている大マジョリティである。」などと荒唐無稽

な自説を展開し、あたかも在日コリアンが日本を支配しているかのように主張し、敵意を煽っている。加えて、「唾棄すべきコリアン系有名人」などの侮辱的表現が随所で用いられているほか、在日コリアンを名前や身体的特徴によって見分けることができるなどとも主張している。

上記の記載は相手方代表者によるものであると同時に、法人としての相手方会社によるヘイトスピーチといわざるを得ない。相手方らは、上記2017年度第4号事件に続いて上記の記載を行っている。相手方らは、人種差別について公式に謝罪し、社内ルール策定等の再発防止策を実行すること、謝罪は、公式ウェブサイトでの謝罪文の掲載、相手方会社直営店舗での謝罪文掲出、主要新聞紙面への謝罪広告の掲載、相手方代表者による謝罪記者会見によって行うことを求める。

② 申立ての理由

「チョン」という言葉は、申立人である在日コリアンを侮辱し、攻撃するような文脈、場面で使われてきたものであり、紛れもない蔑称である。「チョン」「チョントリー」というヘイトスピーチは、朝鮮半島にルーツを持つ者に対する著しい侮辱であり、名誉毀損である。身も震えるほどの屈辱、恐怖、悔しさを覚えており、絶対に許すことができない。

さらに、相手方らは、在日コリアンが日本社会を支配しているかのような荒唐無稽な主張を行っており、申立人らに在日コリアンに対する社会の憎悪を煽るものであり、それによって身体・財産等に対する危害が及ぶのではとの恐怖を感じる。

申立人らは、いずれも青年期まで日本名／通称名を名乗り在日コリアンであることを隠して生活してきた。もし在日コリアンであることが明らかになったら、死をも覚悟せざるを得ない。それほどに思いつめ、恐怖を覚えながら生きてきた。申立人らは現在、民族名／本名を名乗って生活しているが、日本名／通称名を名乗り生活するほとんどの在日コリアンにとって、この判別云々の主張が、背筋が凍り付くほどの恐怖を感じるものであることは、かつての体験から痛いほど分かる。

2 本調査の経過

本事件委員会では、本件各申立てを受け、下記のとおり調査を行った。

記

2017年2月20日 2017年度第4号事件申立て受付

2017年5月11日 2017年度第4号事件予備審査開始

2018年1月22日 2017年度第4号事件について本調査開始決定

2021年7月21日 2021年度第18号事件申立て受付
2021年8月25日 2021年度第18号事件について本調査開始
決定
2021年10月13日 相手方らに照会
2021年11月22日 相手方ら回答拒否

3 関連する憲法条項・条約・法令等

(1) 憲法

- ① 憲法13条の個人の尊重（個人の尊厳）と幸福追求権
- ② 憲法14条1項の法の下での平等
- ③ 憲法21条の表現の自由

(2) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

- ① 人種差別撤廃条約1条1項は、「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と規定している。
- ② 同条約4条は、締約国に対し、「一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体」、及び「人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体」を非難することを求めている。

また、締結国は、「このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとること」を約束し、このため、「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。」とした後に

- (a) 「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動」等について「法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。」
- (b) 「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。」
- (c) 「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。」

と定めている。

- ③ 日本政府は、人種差別撤廃条約4条(a)及び(b)の規定の適用に当たり、「同条に『世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って』と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」とし、「人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布」や「人種差別の扇動」等に対して刑罰法規を定めることが表現の自由に対する萎縮効果をもたらすとして同条を留保した上で、人種差別撤廃条約を批准している。

したがって、差別的表現に対して刑罰法規を定めることについては留保されてはいるものの、人種差別的表現を禁止することが全面的に否定されているものではなく、差別的表現行為を含む人種差別を禁じている人種差別撤廃条約は、同条(a)及び(b)を除き日本国内において効力を有する（憲法98条2項）。

(3) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

自由権規約19条2項は表現の自由の保障を規定しているが、3項では一定の制限を課すことができるとされている。自由権規約20条2項は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」と定め、人種差別は禁止されるべきものとされており、これも国内法的効力を有する（憲法98条2項）。

(4) ヘイトスピーチ解消法

- ① ヘイトスピーチ解消法前文は、「我が国においては、近年、本法の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。」として、「もとよりこのような不当な差別的言動はあってはならないものとし、「このような不当な差別的言動は許されない」と宣言している。

- ② 同法2条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動を

いう。」と規定している。

- ③ 同法3条は、基本理念として、「国民は、不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定している。

このように、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないものとされている。

4 事実関係（認定した事実）

(1) 相手方会社及び相手方代表者について

相手方会社は、1975年に設立された株式会社であり、相手方代表者は同社の創業者であり、代表取締役である。相手方会社は、現在、東京都港区に本社を置き、化粧品の販売等を業としており、資本金額は33億円を超え、複数の関連会社を有している。

また、相手方会社のウェブサイトの後記の「会長メッセージ」が掲載されていた当時の2017年10月31日付け第42期決算公告によると、売上高は約1056億円であり、2021年10月21日時点での従業員数は2,300名を超え、2022年3月には通信販売会員数が約1555万人以上となっている。全国に多数の直営店を展開しているほか、同社の製品は多数の量販店やドラッグストア等で扱われている。

また相手方会社は、テレビや雑誌等に多数の広告を出しているのに加え、相手方会社の関連会社には「株式会社DHCテレビジョン」があり、化粧品や美容に関する番組のほか、言論、ニュースに関する番組などを制作・配信している。

(2) 相手方会社のウェブサイトに掲載された相手方代表者のメッセージ

相手方会社は、同社のウェブサイト（<https://top.dhc.co.jp/company/jp/index.html> 以下「本件ウェブサイト」という。）を開設している。

相手方会社が、本件ウェブサイト内に、2016年2月12日付けの「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」名義での「会長メッセージ」（以下「本件会長メッセージ」という。）を掲載したところ（<https://top.dhc.co.jp/company/image/cp/message1.pdf>）、同メッセージには下記の記載が含まれていた。本件会長メッセージは、本件ウェブサイトからリンクをたどり誰でも閲覧することができたが、遅くとも2018年5月までには本件ウェブサイトからリンクが削除されている（現在、相手方会社の採用情報が掲載されているウェブサイト上にある「会長メッセージ」（<https://career-recruit.dhc.co.jp/president.html>）は、本件会長メッセージとは異なるものである。）。

記

創業社長は瘦せても枯れても本物ですが、時々とんでもない悪がいたりしますので、この点は注意が必要です。純粋な日本人でない人も結構います。本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた帰化人のことです。

そういう意味では、いま日本に驚くほどの数の在日が住んでいます。同じ在日でも日本人になりきって日本のために頑張っている人は何の問題もありません。立派な人たちです。問題なのは日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり言っていたり、徒党を組んで在日集団を作ろうとしている輩です。いわゆる、似非日本人、なんちゃって日本人です。政界（特に民主党）、マスコミ（特に朝日新聞、NHK、TBS）、法曹界（裁判官、弁護士、特に東大出身）、官僚（ほとんど東大出身）、芸能界、スポーツ界には特に多いようです。芸能界やスポーツ界は在日だらけになっていてもさして問題ではありません。影響力はほとんどないからです。問題は政界、官僚、マスコミ、法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も大企業の一員として多岐にわたる活動から法廷闘争になるときが多々ありますが、裁判官が在日、被告側も在日の時は、提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。

(3) 本件会長メッセージに対する社会での反応

本件会長メッセージに対しては、次のような社会での反応があった。

① 朝日新聞への投書

2017年2月8日付け朝日新聞朝刊に熊本県在住の会社役員の投書が掲載された。同会社役員は、相手方会社のウェブサイト「似非日本人はいりません、母国に帰っていただきましょう」などとの在日外国人への差別発言が公表されており、憤りと悲しみを覚えるなどとしている。

② YouTubeでの投稿・コメント

前述のとおり、本件会長メッセージ自体は、本件ウェブサイトからリンクが削除されているものの、YouTubeに動画がアップされており、本調査報告書作成時点においても、本件会長メッセージの内容が確認できる状態になっている。

そして、閲覧者が書き込みのできる欄には、多数のコメントが寄せられており、本件会長メッセージを正論であると支持したり、相手方会社の商

品の購入を勧めるようにしたいとの意見を記載したりするなど、その多数が、本件会長メッセージに賛同するものであった。

③ ブログ記事への引用

本件会長メッセージの内容を引用し、これに対する意見が記載されたブログ記事が投稿されるなどした。

それらの中では、本件会長メッセージが正論であるとして支持している見解を表しているものもあるものの、ヘイトスピーチ、人種差別などとして非難するものもいくつも存在した。

④ ツイッターでの投稿

本件会長メッセージの内容に賛同する趣旨、反対する趣旨の投稿がツイッター上でそれぞれなされたが、数の上では賛同する趣旨のものが多数を占めていた。賛同する意見には、相手方会社を凄い企業と褒め称えたり、相手方会社、相手方代表者を支持したり応援したりするものや、在日に「母国」に帰ることを求めるものなどが存在した。

(4) 本件会長メッセージ後の本件ウェブサイトへの記載

本件ウェブサイトから本件会長メッセージのリンクが外された後の2020年11月、同ウェブサイトには、「ヤケクソくじについて」と題して、末尾に「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」と明記し、下記①のメッセージが掲載された（以下「本件ヤケクソくじメッセージ①」という。）。同メッセージ①について、NHKが在日コリアンを蔑む表現をしているのではないかと取材を申し込むと、やはり末尾に「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」と明記して、下記②のメッセージが掲載された（以下「本件ヤケクソくじメッセージ②」という。）。さらに、上記ヤケクソくじメッセージに対する世間の反応を受けて、相手方代表者は、下記③のメッセージを掲載した（以下「本件ヤケクソくじメッセージ③」という。また、本件会長メッセージと本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③を合わせて「本件各会長メッセージ」という。）。

記

① サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です。

② 名前を聞いて、明らかに在日系が好む日本名であることから、NHKを騙るコリアン系の反日日本人かと思ったが、NHKに問い合わせてみると

確かに在籍しているとのこと。小生は常々、日本の朝鮮化ということは何よりも危惧しているが、その元凶であるNHKからの問い合わせに小躍りした。…（中略）…朝鮮化ということではNHKは最も触れられたくない問題のはずである。これはもう誰もが気がついていることであると思うが、NHKは幹部・アナウンサー・社員のほとんどがコリアン系である。出演者についても、学者・芸能人・スポーツ選手の多くがコリアン系であり、ひどいことに偶然を装った街角のインタビューさえコリアン系を選んでいく。予めリストアップしているのである。特徴のある名前とつき出たあご、引きしまった小さな口元、何よりも後頭部の絶壁ですぐに見分けがつく。…（中略）…

小生のことをマスコミ（これもコリアン系ばかり）は人種差別主義者だと言うが、人種差別というのは本来マジョリティがマイノリティに対して行う言動を指すのであって、今や日本におけるコリアン系はマイノリティどころか日本の中枢をほとんど牛耳っている大マジョリティである。毎日ものすごい数で帰化人が誕生している。数だけの同族でマジョリティではなく、彼らは東大・京大・一橋・早稲田を出ていることから政界・財界・法曹界・マスコミ界という日本の中枢をすべて牛耳っている大マジョリティである。

- ③ 私が危惧しているのはこういうことです。NHKや朝日新聞や国会議員や弁護士や裁判官や官僚や、はたまた経団連の所属会員等日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められているのは、日本国にとって非常に危険なことではなかろうか、私企業にしてもTBSやサントリーがコリアン系ばかりというのは会社が大きいだけに気持ち悪くありませんかということです。…（中略）…

日本の主要ポストにコリアン系ばかりが占めている現状はやはり我々大和民族として忸怩たる思いがするのは自然の感情ではないでしょうか。多すぎるというのは困るということ、そして何よりも日本の悪口を言ったり、日本を貶めるような言動をとったりすることは許せないということです。…（中略）…

先日、DHCの主要商品を宣伝するのに久しぶりに折り込み広告を利用しようということになって、ついでに皆さんが知りたがっている私自身の来歴も一部紹介した方がよかろうということになって、そしてそのついでにこの時期どうしても触れておいた方が日本のためになる唾棄すべきコリアン系有名人数名を実名で掲載していたところ折込会社の猛烈な拒否にあい、

結果として折り込みは頓挫してしまいました。

(5) 本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③に対する社会での反応

本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③に対しては、以下のような社会での反応があった。

① テレビ報道

NHKは、2021年4月9日、朝の情報・報道番組「おはよう日本」で、本件ヤケクソくじメッセージ①の問題を取り上げ、同年2月に東京都内で行われた相手方会社への抗議行動を報道した。また、本件ウェブサイトに掲載された同メッセージを紹介し、「在日コリアンを蔑む表現をしています」とナレーションで伝えた。

また、相手方会社の商品を愛用してきたという在日コリアン4世の女性が、「ただの失言という域を超えて私たちが直接攻撃されているような、そんな気持ちにもなってしまいました」とコメントする様子や、国会で問題が取り上げられたことも報道した（この番組の取材を受けて掲載されたのが本件ヤケクソくじメッセージ②である。）。

② 相手方会社によるイオンへの謝罪

イオン株式会社は、2021年6月2日付けで、「株式会社ディーエイチシーに対する当社の対応について」と題して、下記の発表を行った。

記

当社グループの取引先である株式会社ディーエイチシーのホームページに掲載されていた文章の内容に関連して、多数のご意見やお問い合わせをいただきましたことから、当社では、株式会社ディーエイチシーに対し、同社の考え方について確認してまいりました。

同社からは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本年5月31日をもって、同社ホームページに掲載されていた人権に関わる不適切な内容を含む文章を削除する旨の回答があり、同日に同社ホームページから当該文章が削除されたことを確認いたしました。

併せて、当社は、本日までに同社より、以下の点を確認いたしました。

- ・本年5月31日に削除するまでの間、同社ホームページに人権に関わる不適切な内容を含む文章が掲載されていたことについての非を認め、当該発言を撤回すること
- ・同社が今後同様の行為を繰り返さないこと

以上をふまえ、当社は、株式会社ディーエイチシーが、当社の定める人

権基本方針にご賛同、ご理解いただいたものと判断し、同社との取引を継続することといたします。

(以上引用)

しかしながら、相手方らは、本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③について、本件ウェブサイト上でその非を認めたり、謝罪したりしたことはない。

③ 相手方会社による自治体への謝罪と包括連携協定の解消

相手方会社は、一部の自治体と包括連携協定を締結していたところ、本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③が社会的問題として取り上げられたことを受け、茨城県行方市は、相手方会社に対して、公式見解を外部に公表するかを確認したところ、相手方会社は同市に対しては謝罪の意を表するも、外部公表は拒んだこともあり、同市は相手方会社との包括連携協定を2021年度は実施しないこととした。また、茨城県下妻市も、同メッセージに関して、相手方会社に対して公式見解の外部公表を求め、公表されない場合は包括連携協定を解約することを通告していたところ、相手方会社は同市に対しては非を認めたものの、外部には公表しないため、同市は同年度の相手方会社との包括連携協定を解約した。

5 当委員会の判断

(1) 本件各会長メッセージで人権を侵害される対象について

本件各会長メッセージの各記載内容からすれば、本件会長メッセージは、3,4代前までに先祖が日本にやってきた者で、本人もしくは先祖が帰化し、現在は日本国籍である者に対して、本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③は本人及び祖先の帰化を問わず朝鮮半島に出自を持つ者（以下「在日コリアン等¹」という。）に対して、それぞれ発せられているといえる。そして、3,4代前までに先祖が日本にやってきた者で、本人もしくは先祖が帰化し、現在は日本国籍である者についても、在日コリアン等に該当する。そこで本件各会長メッセージで人権を侵害される対象となるのは、在日コリアン等であると認定できる。

(2) 本件各会長メッセージの発言主体

本件各会長メッセージは、末尾に「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」という肩書を付し、一部会社商品や宣伝に言及す

¹ 「在日コリアン」という語は多義的であり、日本国籍の人を含めず韓国籍や朝鮮籍の人のみを指す場合もある。本報告書では、日本国籍の人を含めた朝鮮半島に出自を持つ全ての人を指すことを明確にする趣旨で「在日コリアン等」と表記している。

るも、その大半は、「私」、「小生」という主語のもと、会社商品や宣伝とはおよそ関連性のない、在日コリアンに対する侮蔑的言辞に終始していることからすれば、本件各会長メッセージの発言主体は相手方会社ではなく、「株式会社ディーエイチシー代表取締役会長・CEO 吉田嘉明」こと「吉田嘉明」個人であると認められる。

なお、当連合会は、相手方会社及び相手方代表者に対して、本件各会長メッセージの発言主体等について2021年10月13日発出の文書で回答期限を同年11月15日と定め照会したが相手方からは、同日までに回答がなく、同月22日に相手方会社に電話で確認をしたところ照会事項の全てについて回答を拒否したが、相手方代表者が作成したことを否定していない。

(3) 出自を理由に差別されない権利

憲法13条後段の幸福追求権の保障は、前段の個人の尊厳原理と結び付き、人格的生存に必要不可欠な権利・自由を包摂する主観的権利を保障するものである。そして、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は各人の人格に本質的なものであり、その総体である人格権は、幸福追求権から導かれる。

このように、憲法13条は人格権を保障しているところ、何人も平穩に生活して人格を形成しつつ自由に活動することによって、その品性、徳業、名声・信用等の人格的価値について社会から評価を獲得する。そのため、平穩に生活する権利、自由に活動する権利、名誉・信用を保有する権利は、人格権として保護されるものである。

そして、在日コリアン等の平穩な生活等が確保されるためには、その者らに、特定の人種、皮膚の色、国籍、世系又は民族的若しくは種族的出身であることなどの出自の違いを理由に差別され、社会から排除されることのない権利（以下「出自を理由に差別されない権利」という。）が保障されなければならない。そのため、出自を理由に差別されない権利は、憲法13条が保障する人格権に基づくものとして保障されている。

このことは、憲法14条が平等権を保障し、人種などによる差別を禁止している趣旨からも、裏付けられるものである。

(4) 表現行為による出自を理由に差別されない権利の侵害

① 憲法

本件各会長メッセージは、在日コリアン等の出自を理由に差別されない権利を侵害しているのではないか。表現の自由の保障（憲法21条1項）と、人格権としての出自を理由に差別されない権利の保障（憲法13条及

び14条)との調整が問題となる。

憲法21条1項が保障する表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、言論活動によって市民が政治的意思決定に関与するという自己統治の価値によって支えられている。表現の自由は個人の人格形成にとっても重要な価値であるが、とりわけ、民主主義社会の基礎をなすものとして極めて重要な権利であり、できる限り尊重されなければならない。

その一方で、特定の集団に対して、人種等の違いを理由に、危害を加えることを告知し、著しい侮辱的な言動を行い、地域社会から排除するように扇動することは、特定の集団に属する者を同等の市民として認めず、それらの者の人間の尊厳を脅かすものである。そして、社会内において一度このような価値観が作られると、差別的言動に対して言論で反論をしても、社会の多数派が、反論に耳を貸さなくなり、言論により対抗し、是正していくことが困難となる。そのため、このような言動は、差別を受けた者を公的な意見形成の過程から排除してしまい、多様な意見が出されることを損ない、多様な意見が存在するはずの民主主義社会の基礎を脅かしかねないものであり、表現の自由が強く保障されていることの意義をも失わせるものである。

もとより、表現の自由も絶対無制約な権利ではなく、他者の人権を侵害する場合には制約される場合もあり得るのであり、他者の尊厳を脅かすような表現行為までが許されると考えることはできない。そうすると、他者の尊厳を脅かすような表現行為は、表現の自由の自己実現及び自己統治の価値に鑑みても、制約を受けてもやむを得ないといえる。

したがって、特定の集団に対して、人種等を理由に、地域社会から排除するように扇動するなどの表現行為は、人種等の出自を理由に差別されない権利を脅かすものであり、表現の自由の重要性に鑑みても制約を受けることがあるというべきである。

② 自由権規約・人種差別撤廃条約

この点、自由権規約や人種差別撤廃条約も、人種等の違いを理由に人種差別を扇動する表現行為は許されないとしている。

自由権規約は、表現の自由を保障しているが(19条2項)、その自由の行使には「特別の義務及び責任を伴う」とし、「他の者の権利又は信用の尊重」(同条項(a))のために必要とされる場合に、法律をもって制限することができるとしている。そして、20条2項は、「差別、敵意又は暴力の扇

動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」と定めている。すなわち、自由権規約は、表現の自由の重要性を踏まえつつも、人種的憎悪の唱道などは、「他の者の権利」（人格権）を脅かすものとして、法律で禁止すべきとしているのである。

また、人種差別撤廃条約 1 条は、「人種差別」を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定義している。そして同条約 4 条は、「人種的優越または憎悪に基づくあらゆる思想の流布」や「人種差別の扇動」等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言するよう求めている（同条項 (a)）。なお、日本政府は同条項を留保しているが、政府が留保しているのは刑罰法規を定めることは他の手段による規制よりも表現の自由に対する強い委縮効果をもたらすためであって、表現の自由よりも人格権等の保障を優先させて人種差別的表現を刑罰法規以外の法規によって規制する（禁止・違法とする）ことは、政府による留保に反しない。

③ ヘイトスピーチ解消法

また、ヘイトスピーチ解消法も「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないとしている。

すなわち、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と規定している（同法 2 条）。そして、この不当な差別的言動を解消すべきことは、国及び地方公共団体の責務であると定めている（同法 4 条）。

さらに、同法は「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（同法 3 条）と国民に努力義務を課している。

④ ビジネスと人権に関する指導原則

2011年6月に国連人権理事会において全会一致で承認され、日本政府も支持している「ビジネスと人権に関する指導原則」は、すべての国と企業が尊重すべきグローバル原則であり、「企業は人権を尊重すべきである」とし（パラグラフ11）、企業に対して「自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する」ことを求めている（パラグラフ13a）。「回避」や「対処」が求められる事象は「自らの活動を通じて」のものであるから、企業に雇用される従業員はもとより、代表者等役員の活動もその対象となる。

⑤ 小括

差別意識を助長し又は誘発する目的をもってなされる表現については、そもそも自己実現及び自己統治に向けての表現行為とはいえず、同様に差別意識を助長し又は誘発する効果を有する表現については、自己実現及び自己統治に資する表現行為とはいえない。かかる観点からすれば、特定の集団に対して人種等を理由に地域社会から排除するように扇動するなどの表現行為については、一定の制約も憲法上許容され得る。

もっとも、人種差別撤廃条約4条が「世界人権宣言に具現された原則」及び「次条に明示的に定める権利」に「十分な考慮」を払うとし、次条（5条）には、「意見及び表現の自由についての権利」（5条(d)(VIII)）が挙げられているように、表現の自由の保障の重要性も踏まえることが必要である。また、人種差別撤廃条約1条は、「人種差別」の定義について「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を持つもの」としているが、本件のような差別的言動を制約することは表現内容に着目した制約であることからすると、表現の自由の保障の観点から、許されない表現行為が不当に拡大されてはならない。そのため、少なくとも、差別的意識を助長し又は誘発する「目的」と効果の双方を具備していれば、許されない表現行為とされるべきである。この点、ヘイトスピーチ解消法2条も目的を要件としている。

以上の点から、表現行為であっても、特定の集団に対して、①「特定の人種、皮膚の色、国籍、世系又は民族的若しくは種族的出身」（人種差別撤廃条約1条）であることを理由として、②「危害を加える旨を告知」し、「著しく侮辱」し、「地域社会から排除することを煽動する」（ヘイトスピーチ解消法2条）表現行為であり、③表現者において、「差別的意識を助長

し又は誘発する目的」を有し、その効果が生じるものについては、許されない表現行為とされるべきである。

(5) 本件会長メッセージの人権侵害性について

① 本件会長メッセージは、「純粋な日本人でない人も結構います。本物、偽物、似非ものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた帰化人のことです。」と、3代、4代前までに祖先が日本にやってきた現在日本に居住する人々について、「問題なのは日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり言っていたり、徒党を組んで在日集団を作ろうとしている輩です。」と、日本の問題点を指摘したり現在の政治の在り方等に批判をしたりすること、同じ出身を持つ人々で集まることを問題視している。3代、代より古くから日本に居住し続けている日本人が同じことをすることは否定しておらず、これらの人々がすることを問題視していることは、特定の民族的出身であることを理由として行われる言動である。

② 次に「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。」との発言は、不特定多数が見るウェブサイトで行われているものであり、日本から排除するように呼び掛けるものであり、地域社会からの排除を扇動する言動である。

③ そして、本件表現は「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう。」とし、在日であることを理由に、その排除も呼び掛けていることから、在日コリアン等に対する差別意識を助長し又は誘発する目的が認められる。

また、本件表現は、通信販売会員が1555万人を超える企業のウェブサイトにおいて「問題は政界、官僚、マスコミ、法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も大企業の一員として多岐にわたる活動から法廷闘争になるときの多々ありますが、裁判官が在日、被告側も在日の時は、提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。」と在日の裁判官が在日の被告に偏った判断をし、そのために常に相手方会社が敗訴するかのような記載をしていることから、在日であることを理由に、在日コリアン等に対する差別意識を助長し又は誘発する効果を有するものといえる。

④ 以上から、本件会長メッセージは、出自を理由とした差別的表現であり在日コリアン等の出自を理由に差別されない権利を侵害する表現である。

(6) 本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③の人権侵害性について

① 本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③は、本件会長メッセージ同様、通信販売会員が1555万人を超える企業のウェブサイトにおいて掲載されたものであり、非常に多くの者がこのメッセージを目にする可能性が高い。

② 本件ヤケクソくじメッセージ①は、「チョン」という朝鮮民族に対する蔑称²と「サントリー」の言葉を掛け合わせた上、在日コリアン等が「純粋」でないものであって、民族的に劣後するかのよう to 指摘するものであるから、それらの者を民族的に排除することを間接的に扇動するとともに、在日コリアン等を著しく侮辱する表現であるといえる。

そして、同メッセージは、いまでは広く在日コリアン等に対する差別用語として理解され、メディアでも使用されることがない「チョン」という朝鮮民族に対する蔑称をあえて使用していることから分かつとおり、在日コリアン等に対する差別意識を助長し又は誘発する目的も有しているといえる。

加えて、これらの記載は、上記の者が社会内において「純粋」でない者であるとして、排除・侮蔑する対象であると多数の人が見る相手方会社のウェブサイト上で指摘するものであるから、差別意識を助長し又は誘発する効果も認められる。

③ 本件ヤケクソくじメッセージ②は、名前や身体的特徴を在日コリアン等と結び付けて、これらの者を特定して社会から排除しようとしていることに加え、在日コリアン等を「反日日本人」と決めつけて、日本にいるべきでないかのような者として、やはり日本社会から排除しようとしている。それだけでなく、何の根拠も示すことなく、NHK及び日本が朝鮮化しており、在日コリアン等が「日本の中樞をすべて牛耳っている」と記載して、日本がこれらの者に支配されているとして、在日コリアン等以外の者に対して不安を煽っている。また、事実に基づかない全体的な書きぶりからして、在日コリアン等による支配に対する不安を煽ることにより、間接的に、それらの者を日本社会から排除することを扇動しているといえる。

そして、上記表現は、全く根拠を示すことなく在日コリアン等が日本社

² 『「チョン」は、『おろかな者、取るに足りない者としてあざけりに使う語』（『広辞苑』第6版）でしたが、朝鮮民族を日本人が見下す意図でももちいられるようになり、いまなお、在日コリアンにとって、体を凍りつかせる差別語として生きつづけています。曰く、『チョン公』『チョン校（朝鮮高校）』『チョン靴（朝靴）』等々です。」（小林健治著、辛淑玉企画『最新 差別語・不快語』（にんげん出版、2016年）より）

会を牛耳っているなどと記載して、殊更に、これらの者に対する不安を増長させたり、間接的な排除を煽ったりしているといわざるを得ないことからして、在日コリアン等に対する差別意識を助長し又は誘発する目的も有しているといえる。

さらに、上記で指摘したとおり、同メッセージは、多数の人が見る相手方会社のウェブサイト上で何の根拠も示すこともなく、在日コリアン等が日本社会を牛耳っているかのような記載を繰り返して、それ以外の者（とりわけ「朝鮮半島に出自を持たない日本国籍者」と思われる）が在日コリアン等に支配されるかのような不安を煽っているから、在日コリアン等に対する差別意識を誘発し又は助長する効果があるといえる。

- ④ 本件ヤケクソくじメッセージ③は、上記②と同様、日本の主要ポストを在日コリアン等が占めているなどと根拠なく主張して、在日コリアン等に対する不安を煽り、「日本の悪口を言ったり、日本を貶めるような言動をとったりすることは許せない」などと記載して、やはりそれらの者を日本から排除することを扇動しているといえる。しかも、「唾棄すべきコリアン系有名人」などと記載して、在日コリアン等に対する著しく侮辱する表現を用いている。

そして、上記②と同様、何の根拠もなく在日コリアン等による支配を主張してそれに対する不安を煽り、著しく侮辱する表現を使用していることからして、差別的意識を助長し又は誘発する目的も有しているといえる。

さらに、本件ヤケクソくじメッセージ③は、「NHKや朝日新聞や国会議員や弁護士や裁判官や官僚や、はたまた経団連の所属会員等日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められているのは、日本国にとって非常に危険なことではなかろうか、私企業にしてもTBSやサントリがコリアン系ばかりというのは会社が大きいだけに気持ち悪くありませんかということです。」などと多数の人が見る相手方会社のウェブサイト上で記載して、上記と同様、根拠なく在日コリアン等が日本を支配しているかのように主張しているから、在日コリアン等に対する差別意識を助長し又は誘発する効果も有しているといえる。

(7) 当連合会による措置の必要性・相当性について

- ① 本件各会長メッセージは、在日コリアン等の出自を理由に差別されない権利を侵害するものであるが、他方で、本件各会長メッセージは、私企業である相手方会社が開設する同社の企業情報を掲載する目的のウェブサイト上に、私人である相手方代表者が同社の代表者として、同社の製品につい

て言及するとともに、個人の見解を掲載したり、同社のイベントを告知したりする際に掲載されたものである。また、本件会長メッセージは、遅くとも2018年5月頃には本件ウェブサイトからリンクが削除され（ただし、文書そのものは残されている。）、本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③については、2021年5月31日にはヤケクソくじのイベントが終了したとして、文書そのものが削除されている。

これらの事情を踏まえて、本件各会長メッセージの掲載に関して、当連合会が意見を述べる必要性、相当性について検討する。

- ② 本件会長メッセージは、直接的に暴力を扇動するような表現行為ではない。しかし、上述のとおり、本件会長メッセージは、単なる批判的言動にとどまるものではなく、蔑称を用いて在日コリアン等を著しく侮辱し、また在日コリアン等を「反日日本人」と決めつけ、日本を支配しているかのように主張し、在日コリアン等に対する不安を煽り社会からの排除を呼び掛けており、危険性を持った表現であり、悪質性の程度は強い。

本件会長メッセージは、現在は被告会社のウェブサイトからリンクは削除されているものの、メッセージそのものは現時点でも削除されていない。一旦公開されて相応の期間は掲載がされており、相手方会社のウェブサイトからリンクが削除された理由も明らかでない。少なくとも相手方代表者及び相手方会社から本件会長メッセージに関して在日コリアン等に対する謝罪等の意思表示はされておらず、在日コリアン等について他の日本在住者と区別し、社会から排除することを呼び掛け、排除を慫慂するという本件会長メッセージにより生じた影響が解消されたとはいえない。

しかも、相手方会社は、本件会長メッセージのリンク削除後の2020年11月、本件ウェブサイトには本件ヤケクソくじメッセージ①を掲載し、「サントリーのCMに起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員がコリアン系の日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。」と「チョン」という朝鮮民族に対する蔑称をもじった表現を行った。さらに、NHKの取材に対しては、本件ヤケクソくじメッセージ②を更に掲載して、在日コリアン等を誹謗中傷する内容の記載を繰り返した。

加えて、当該書き込みが社会的に問題視されると、本件ヤケクソくじメッセージ③を掲載した。

現時点で、本件会長メッセージは本件ウェブサイトからリンクが削除されており、本件ヤケクソくじメッセージ①ないし③も本件ウェブサイト上

から削除されている。そのため、削除の理由も含めて、同メッセージを掲載した趣旨や経緯等について、当会から相手方らに対して照会を行ったが、相手方らは全ての回答を拒否した。

これら一連の流れからすると、相手方らの在日コリアン等に対する差別的意識は強固なものといえる。

本件各会長メッセージは特定の個人に宛てたものではなく、本件各会長メッセージにより特定の個人の人権が侵害されるものではない。しかし、そもそも人種差別やヘイトスピーチを含む差別的言動は特定の個人の人権を侵害するものではなく、差別的言動が対象とする人種、民族等の属性のある不特定多数の人権を侵害するという性質のもので、これが重大な人権侵害であることは論を俟たない。とりわけ本件各表現は、一定の社会的集団について日本社会からの排除を謳ったり、著しく侮辱したりするものであり、その表現行為の悪質性は、一個人に対する誹謗よりも広く危険性を有する発言である。

したがって、本件は、本件各会長メッセージが特定の個人に宛てたものではなく、特定の個人の人権が侵害されたのではない事案であっても、当連合会の人権救済申立制度の対象となるものである。特定の個人の人権を侵害する発言であれば、民事訴訟等の手段により、被害回復を図ることが可能であるが、本件のように特定の属性を持つ不特定多数の人権を侵害する行為については、当該不特定多数に対する不法行為が成立するか、その中の特定個人について損害が認められるか、といった法律問題が民事訴訟の障壁となるため、被害回復のためには、弁護士会がその人権侵害性を認定することがむしろ必要とされているとすらいえる。

そのため、当連合会が、相手方会社及び相手方代表者に対して、当該表現が許されないものであることを表明する意義は極めて大きく、当連合会が措置をする必要性が認められる。

また、相手方会社は、公的機関ではなく、化粧品販売等を主事業とする純然たる私企業であり、相手方代表者は、その代表取締役である。そこで、私人による表現行為について、当連合会が措置をする相当性が認められるためには純然たる私的領域における表現行為ではなく、公的領域における社会的影響力のある表現行為である等の事情を要する。

前記のとおり、相手方会社は、資本金額、売上高、全国で運営する直営店数、従業員数などから相当規模の企業であり、多数の通信販売会員がおり、社会内における知名度が高い著名な企業である。

そして、前記のとおり、本件ウェブサイトに掲載された本件各会長メッセージは、在日コリアン等であり、現在の日本にも非常に多くいる人々を対象としたものである。

また、本件各会長メッセージは、実際に第三者に閲覧され、本件会長メッセージについて新聞に批判的な投稿がされ、インターネット上では本件会長メッセージに対する肯定的な意見が相当数掲載され、社会的影響力も強い。

このように、在日コリアン等を侮辱し、排除しようとする本件各会長メッセージは、社会の一定の範囲に伝播していることから、単なる私企業の代表者が私人として私的領域においてその見解を述べたものではなく、公的領域における社会的影響力のある表現行為であるというべきである。

加えて、前述のとおり、ヘイトスピーチ解消法3条は国民に対して、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう求めており、また、日本政府も支持している「ビジネスと人権に関する指導原則」も、企業に対して人権を尊重することを求めるなどしている。このことからすると、憲法上の人権は、今や私企業においても十分に配慮されるべきものと認めることができる。

そして、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士からなる当連合会は、私企業による人権侵害行為に対してもその救済のための役割を担っているのであるから、当連合会が相手方会社に対して措置を採ることは相当である。

しかも、相手方代表者は、自ら率先して上記指導原則を相手方会社に守らせるべき立場にあるにもかかわらず、在日コリアン等を侮辱し、排除しようとする本件各会長メッセージを自ら作成し、自身が代表取締役を務める会社のウェブサイトに掲載させたことに照らすと、当連合会が相手方代表者に対して措置を採ることもまた相当である。

したがって、当連合会が措置をする相当性も認められる。

6 結論

以上のとおり、本件各会長メッセージは在日コリアン等の人権を侵害するものであり、相手方会社に対しては、在日コリアン等に対する差別的言動を、同社のウェブサイトを含む同社が製作・運営する各種媒体に掲載しないことを、相手方代表者に対しては、在日コリアン等に対する差別的言動を繰り返さないことを、それぞれ警告することが相当である。

以 上